

**医療費助成制度（子育て支援医療、ひとり親家庭等医療、心身障害者医療）
とスポーツ振興センター災害共済給付制度の扱いについて**

さいたま市教育委員会

「学校管理下の災害」につきましては、スポーツ振興センター災害共済給付制度（以下、「スポ振」という。）加入者は原則として以下のとおりの取扱いをお願いいたします。なお、子育て支援医療費助成制度とスポ振は、重複して給付を受けることが出来ません。

学校管理下の災害には、スポ振を利用してください。

利用する際には、医療機関の窓口で「学校管理下の災害」であると申告をして医療費を窓口負担し、学校経由で申請書類を提出し、後日スポ振からの給付金（医療費の4割を給付※）を受け取っていただくことになります。

ただし、スポ振対象の災害と認定されない事があります。この場合は、医療機関で発行された領収書を添えて、各区役所保険年金課福祉医療係の窓口へ申請することにより、医療費助成制度から窓口負担分（保険診療分）の返還を受けることができます。そのため、領収書は必ず保管してください。

**学校管理下の災害である旨の申告をせずに、医療費助成制度を利用した場合でも、
スポ振の申請をお願いします。**

各診療月から2年以内であれば、スポ振を申請することができますので、医療機関にて学校管理下の災害である旨の申告をし、申請のための書類（医療等の状況）の記入を依頼してください。

ただし、医療費の4割が給付されますので、実際負担していない3割分について、市役所の子育て支援課から納付書が届きますので、納付書に記載された金融機関で返金手続きが必要となります。

医療費助成制度を利用した場合でも、スポ振のほうがより手厚い給付が受けられますので、スポ振の申請をお願いします。

＜給付比較表＞

			スポ振	医療費助成制度
医療費給付の内容	期 間		初診から最長10年	お持ちの受給資格証の有効期限まで
	金 額	通 院	医療費の4割分※（医療費の3割分＋上乘せ1割）	医療費の3割分
		入 院	医療費の4割分※（医療費の3割分＋上乘せ1割）	医療費の3割分
		入院時食事療養費	全額	なし
給付その他	死亡および障害見舞金		あり	なし
	保険適用外医療費		一部災害状況により保険点数に換算し給付	なし

◎高額療養費として健康保険等より返還される場合は自己負担限度額分＋総医療費の1割

※重複支給の確認のため、お子様のスポ振の支給状況について、医療費助成制度担当部局と情報の収集又は提供を行うことがあります。

【お問合せ先】

各学校または、さいたま市教育委員会事務局健康教育課保健係 TEL 048-829-1678 Fax 048-829-1990